

令和2年度

# 古民家再生促進支援事業

古民家の再生や活用をお考えの方

2020年

4 / 20

受付開始！

専門家の派遣による古民家の調査(無料)

専門家による再生手法の提案(無料)

古民家活用の実現可能性の調査費の一部補助

地域の活性化につながる地域交流施設等や賃貸住宅  
に改修する場合の改修工事費補助

## 古民家改修事例



**山陽盃酒造(兵庫県山崎町山崎)**  
2018年に火災にあった、県の景観形成重要建造物に指定されている母屋を、お酒の展示販売・試飲場として再生。地域のにぎわいづくり、街並み保全に寄与しています。

**笹邸(伊丹市伊丹)**  
県の景観形成重要建造物に指定されている母屋を改修。軽食を楽しめるコミュニティスペース及び、コワーキングスペースとして活用されます。

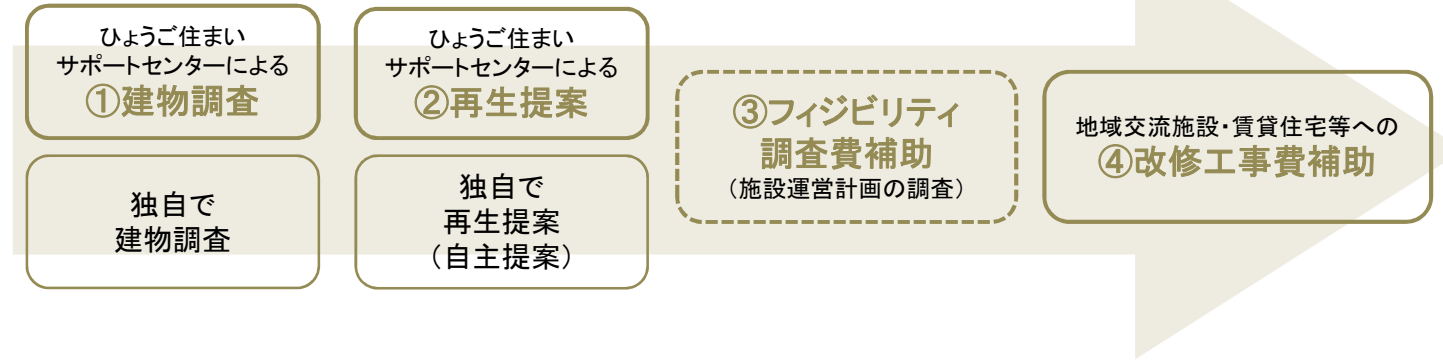


**NIPPONIA(丹波篠山市河原町)**  
重要伝統的建造物群保存地区に選定された丹波篠山市篠山地区。城下町にある築100年を超える町屋を宿泊施設として再生。

# 古民家再生促進支援事業

本県では、伝統的木造建築技術の継承や、まちなみ景観の維持・保全を目的として、地域の建築士・大工等による古民家の建物調査及び再生提案を、ひょうご住まいサポートセンターに委託して実施するとともに、市町とともに活用のための改修工事費補助を行っています。

## 【事業スキーム】



### ①建物調査

地域のまちづくりや景観形成に資する古民家を対象として、大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、修繕・再生の可能性についてアドバイスします。

### ②再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を派遣して再生提案を行います。

### ③フィジビリティ調査費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費の一部を補助いたします。

※ただし、調査費用の合計が100万円以上のものに限りです。

※改修工事費補助の申請にあたって「フィジビリティ調査費補助」の実施は必須ではありません。

### ④改修工事費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設等）又は歴史的景観形成地区等で、賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

手続きの流れは裏面へ

○補助額…(ア)欄の対象経費区分に応じて、(イ)欄の額を補助

|                  | (ア) 対象経費区分         | (イ) 補助額 |
|------------------|--------------------|---------|
| 古民家              | 500万円未満            | 対象外     |
|                  | 500万円以上1,000万円未満   | 250万円   |
|                  | 1,000万円以上1,500万円未満 | 400万円   |
|                  | 1,500万円以上          | 500万円   |
| 古民家のうち<br>歴史的建築物 | 500万円未満            | 対象外     |
|                  | 500万円以上1,000万円未満   | 250万円   |
|                  | 1,000万円以上2,000万円未満 | 500万円   |
|                  | 2,000万円以上3,000万円未満 | 850万円   |
|                  | 3,000万円以上          | 1,000万円 |

※ただし、(イ)欄の補助額は、市町が当該古民家の改修に要する費用に対して補助する額を上限とします。

※改修後、一定の耐震性を確保いただく必要があります。

※改修後10年間は地域交流施設もしくは賃貸住宅として活用していただく必要があります。

※フィジビリティ調査費補助・改修工事費補助については、古民家の存する市町が補助事業を実施している必要があります。市町の事業実施状況について事前にご確認ください。

## Q 古民家とは？

A 次に掲げる要件に該当する築50年以上の住宅又は歴史的建築物※

- ・軸組構法で造られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

※ 歴史的建築物

- 次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅をいう。
- ア 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観重要建造物
  - イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等
  - ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく指定文化財又は登録文化財
  - エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
  - オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

## Q 自主提案とは？

A 自主提案とは、専門家等が作成した事業計画で、再生提案と同等以上であると認められるもの。自主提案は所定の様式にて提出してください(申請様式は県HPをご参照ください)。

## 改修工事費補助の手続きの流れ

### 申し込み手続

※申請書類ご提出前に兵庫県住宅政策課にご相談いただくと、比較的スムーズです。

交付申請書・添付書類の作成

交付申請書・添付書類の提出

県による審査

交付決定通知

### 交付決定後

工事の契約・工事の着手

### 工事完了後

実績報告書・添付書類  
補助金請求書の提出

完了検査

補助金の支払

・申請書類一式は県HPよりダウンロード可能です。

・**市町の担当窓口**へご提出ください。

・申請内容について、書類審査等を行います。  
・審査には2週間～1ヶ月ほどお時間をいただきます。  
・補助要件に合わない場合や、応募多数の場合は選定されないことがあります。

・**必ず交付決定通知の後に、工事契約・改修工事を行ってください。**  
・工事代金の支払いまで行ってください。

・**令和3年3月31日までに事業(支払いを含む)を完了し、完了実績報告書を提出する必要があります。**  
・完了後、速やかに市町の担当窓口へ提出してください。

・県から申請者の銀行等の口座に補助金を振り込みます。

### 【問合せ先】

○ 兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課 住宅政策班  
Tell: 078-341-7711(内線: 4889)

○ ひょうご住まいサポートセンター  
Tell: 078-360-2536

※ひょうご住まいサポートセンターでは、建物調査・再生提案に関するのみご対応します。  
フィジビリティ調査費補助・改修工事費補助については、住宅政策課へお問合せください。

※申請様式や、詳細情報は県HPをご参照ください。

兵庫県 古民家再生促進支援事業

